

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月27日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第31号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（平成3年佐賀県規則第36号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後													
<p>（繰替支弁金の請求）</p> <p>第18条 市町長は、法第29条の規定により繰替支弁したときは、<u>災害救助費繰替支弁金請求書（様式第15号）</u>により知事に請求するものとする。</p>		<p>（繰替支弁金等の請求）</p> <p>第18条 市町長は、法第30条の規定により繰替支弁したときは、<u>別に定めるところにより知事に請求するものとする。</u></p> <p><u>2 市町長は、法第30条の救助の実施に要する費用について、概算払を受けようとするとき及び精算を行うときは、別に定めるところにより知事に請求するものとする。</u></p>													
<p>別表第1（第5条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">救助の種類</th> <th>救助の程度、方法及び期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 収容施設の供与</td> <td>(1) 避難所</td> <td> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 避難所の設置のため支出することができる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり<u>320円</u>以内とする。</p> <p>エ 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって、避難所での<u>生活</u>において特別な配慮を必</p> </td> </tr> </tbody> </table>		救助の種類		救助の程度、方法及び期間	1 収容施設の供与	(1) 避難所	<p>ア・イ 略</p> <p>ウ 避難所の設置のため支出することができる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり<u>320円</u>以内とする。</p> <p>エ 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって、避難所での<u>生活</u>において特別な配慮を必</p>	<p>別表第1（第5条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">救助の種類</th> <th>救助の程度、方法及び期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 収容施設の供与</td> <td>(1) 避難所</td> <td> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 避難所の設置のため支出することができる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり<u>330円</u>以内とする。</p> <p>エ 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって、避難所での<u>避難生活</u>において特別な配慮</p> </td> </tr> </tbody> </table>		救助の種類		救助の程度、方法及び期間	1 収容施設の供与	(1) 避難所	<p>ア・イ 略</p> <p>ウ 避難所の設置のため支出することができる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり<u>330円</u>以内とする。</p> <p>エ 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって、避難所での<u>避難生活</u>において特別な配慮</p>
救助の種類		救助の程度、方法及び期間													
1 収容施設の供与	(1) 避難所	<p>ア・イ 略</p> <p>ウ 避難所の設置のため支出することができる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり<u>320円</u>以内とする。</p> <p>エ 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって、避難所での<u>生活</u>において特別な配慮を必</p>													
救助の種類		救助の程度、方法及び期間													
1 収容施設の供与	(1) 避難所	<p>ア・イ 略</p> <p>ウ 避難所の設置のため支出することができる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり<u>330円</u>以内とする。</p> <p>エ 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって、避難所での<u>避難生活</u>において特別な配慮</p>													

改正前		改正後	
	<p>要とするものに供与する避難所をいう。)を設置した場合は、ウの金額に当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。</p> <p>オ 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等宿泊施設を借り上げ、これを供与することができる。</p> <p>カ 略</p>		<p>を必要とするものに供与する避難所をいう。)を設置した場合は、ウの金額に当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。</p> <p>オ 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等宿泊施設を借り上げ、これを供与することができる。</p> <p>カ 略</p>
(2) 応急仮設住宅	<p>応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失したことにより、居住する住家がない者で、自らの資力では住宅を得ることができないものに、建設して供与するもの(以下「建設型仮設住宅」という。)、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの(以下「借上型仮設住宅」という。)又はその他適切な方法により供与するものとする。</p> <p>ア 建設型仮設住宅</p> <p>(ア) 建設型仮設住宅の設置に当たっては、公有地の利用を原則とするが、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。</p> <p>(イ) 建設型仮設住宅の1戸当たりの</p>	(2) 応急仮設住宅	<p>応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失したことにより、居住する住家がない者で、自らの資力では住宅を得ることができないものに、建設して供与するもの(以下「建設型応急住宅」という。)、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの(以下「賃貸型応急住宅」という。)又はその他適切な方法により供与するものとする。</p> <p>ア 建設型応急住宅</p> <p>(ア) 建設型応急住宅の設置に当たっては、公有地の利用を原則とするが、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。</p> <p>(イ) 建設型応急住宅の1戸当たりの</p>

改正前		改正後	
	<p>規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置に要する原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、5,610,000円以内とする。</p> <p>(ウ) <u>建設型仮設住宅</u>を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。</p> <p>(I) 高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する数人以上のものに供与し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設を<u>建設型仮設住宅</u>として設置することができる。</p> <p>(オ) <u>建設型仮設住宅</u>の設置については、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完成するものとする。</p> <p>(カ) <u>建設型仮設住宅</u>を供与することができる期間は、<u>建設型仮設住宅</u>の完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項に規定する期限までの期間とする。</p>		<p>規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置に要する原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、5,714,000円以内とする。</p> <p>(ウ) <u>建設型応急住宅</u>を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。</p> <p>(I) 高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する数人以上のものに供与し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設を<u>建設型応急住宅</u>として設置することができる。</p> <p>(オ) <u>建設型応急住宅</u>の設置については、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完成するものとする。</p> <p>(カ) <u>建設型応急住宅</u>を供与することができる期間は、<u>建設型応急住宅</u>の完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項に規定する期限までの期間とする。</p>

改正前			改正後		
		<p>(キ) <u>建設型仮設住宅</u>の供与終了に伴う<u>建設型仮設住宅</u>の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域で要する実費とする。</p> <p>イ <u>借上型仮設住宅</u></p> <p>(ア) <u>借上型仮設住宅</u>の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてア(イ)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。</p> <p>(イ) <u>借上型仮設住宅</u>は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供するものとする。</p> <p>(ウ) <u>借上型仮設住宅</u>を供与できる期間は、ア(カ)と同様の期間とする。</p>			<p>(キ) <u>建設型応急住宅</u>の供与終了に伴う<u>建設型応急住宅</u>の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域で要する実費とする。</p> <p>イ <u>賃貸型応急住宅</u></p> <p>(ア) <u>賃貸型応急住宅</u>の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてア(イ)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。</p> <p>(イ) <u>賃貸型応急住宅</u>は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供するものとする。</p> <p>(ウ) <u>賃貸型応急住宅</u>を供与できる期間は、ア(カ)と同様の期間とする。</p>
2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	(1) 炊き出しその他による食品の給与	<p>ア・イ 略</p> <p>ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,140円以内とする。</p> <p>エ 略</p>	2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	(1) 炊き出しその他による食品の給与	<p>ア・イ 略</p> <p>ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,160円以内とする。</p> <p>エ 略</p>
	(2) 略			(2) 略	

改正前		改正後																																										
3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	ア・イ 略	3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	ア・イ 略																																									
	ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。この場合において、季別は、災害発生の日をもって決定する。 (ア) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯		ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。この場合において、季別は、災害発生の日をもって決定する。 (ア) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>季別</th> <th>夏季(4月から9月まで。以下同じ。)</th> <th>冬季(10月から翌年3月まで。以下同じ。)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人世帯</td> <td>18,500円</td> <td>30,600円</td> </tr> <tr> <td>2人世帯</td> <td>23,800円</td> <td>39,700円</td> </tr> <tr> <td>3人世帯</td> <td>35,100円</td> <td>55,200円</td> </tr> <tr> <td>4人世帯</td> <td>42,000円</td> <td>64,500円</td> </tr> <tr> <td>5人世帯</td> <td>53,200円</td> <td>81,200円</td> </tr> <tr> <td>6人以上の世帯</td> <td>53,200円 に5人を 超える1 人につき 7,800円 を加算し た額</td> <td>81,200円 に5人を 超える1 人につき 11,200円 を加算し た額</td> </tr> </tbody> </table>	季別	夏季(4月から9月まで。以下同じ。)	冬季(10月から翌年3月まで。以下同じ。)	1人世帯	18,500円	30,600円	2人世帯	23,800円	39,700円	3人世帯	35,100円	55,200円	4人世帯	42,000円	64,500円	5人世帯	53,200円	81,200円	6人以上の世帯	53,200円 に5人を 超える1 人につき 7,800円 を加算し た額	81,200円 に5人を 超える1 人につき 11,200円 を加算し た額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>季別</th> <th>夏季(4月から9月まで。以下同じ。)</th> <th>冬季(10月から翌年3月まで。以下同じ。)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人世帯</td> <td>18,800円</td> <td>31,200円</td> </tr> <tr> <td>2人世帯</td> <td>24,200円</td> <td>40,400円</td> </tr> <tr> <td>3人世帯</td> <td>35,800円</td> <td>56,200円</td> </tr> <tr> <td>4人世帯</td> <td>42,800円</td> <td>65,700円</td> </tr> <tr> <td>5人世帯</td> <td>54,200円</td> <td>82,700円</td> </tr> <tr> <td>6人以上の世帯</td> <td>54,200円 に5人を 超える1 人につき 7,900円 を加算し た額</td> <td>82,700円 に5人を 超える1 人につき 11,400円 を加算し た額</td> </tr> </tbody> </table>	季別	夏季(4月から9月まで。以下同じ。)	冬季(10月から翌年3月まで。以下同じ。)	1人世帯	18,800円	31,200円	2人世帯	24,200円	40,400円	3人世帯	35,800円	56,200円	4人世帯	42,800円	65,700円	5人世帯	54,200円	82,700円	6人以上の世帯	54,200円 に5人を 超える1 人につき 7,900円 を加算し た額	82,700円 に5人を 超える1 人につき 11,400円 を加算し た額
季別	夏季(4月から9月まで。以下同じ。)	冬季(10月から翌年3月まで。以下同じ。)																																										
1人世帯	18,500円	30,600円																																										
2人世帯	23,800円	39,700円																																										
3人世帯	35,100円	55,200円																																										
4人世帯	42,000円	64,500円																																										
5人世帯	53,200円	81,200円																																										
6人以上の世帯	53,200円 に5人を 超える1 人につき 7,800円 を加算し た額	81,200円 に5人を 超える1 人につき 11,200円 を加算し た額																																										
季別	夏季(4月から9月まで。以下同じ。)	冬季(10月から翌年3月まで。以下同じ。)																																										
1人世帯	18,800円	31,200円																																										
2人世帯	24,200円	40,400円																																										
3人世帯	35,800円	56,200円																																										
4人世帯	42,800円	65,700円																																										
5人世帯	54,200円	82,700円																																										
6人以上の世帯	54,200円 に5人を 超える1 人につき 7,900円 を加算し た額	82,700円 に5人を 超える1 人につき 11,400円 を加算し た額																																										
	(イ) 住家の半壊、半焼又は床下浸水に		(イ) 住家の半壊、半焼又は床下浸水に																																									

改正前		改正後																																															
	<p>より被害を受けた世帯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">世帯区分</th> <th colspan="2">季別</th> </tr> <tr> <th>夏季</th> <th>冬季</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人世帯</td> <td>6,000円</td> <td>9,800円</td> </tr> <tr> <td>2人世帯</td> <td>8,100円</td> <td>12,800円</td> </tr> <tr> <td>3人世帯</td> <td>12,200円</td> <td>18,100円</td> </tr> <tr> <td>4人世帯</td> <td>14,800円</td> <td>21,500円</td> </tr> <tr> <td>5人世帯</td> <td>18,700円</td> <td>27,100円</td> </tr> <tr> <td>6人以上の世帯</td> <td>18,700円 に5人を 超える1 人につき 2,600円 を加算し た額</td> <td>27,100円 に5人を 超える1 人につき 3,500円 を加算し た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>工 略</p>	世帯区分	季別		夏季	冬季	1人世帯	6,000円	9,800円	2人世帯	8,100円	12,800円	3人世帯	12,200円	18,100円	4人世帯	14,800円	21,500円	5人世帯	18,700円	27,100円	6人以上の世帯	18,700円 に5人を 超える1 人につき 2,600円 を加算し た額	27,100円 に5人を 超える1 人につき 3,500円 を加算し た額		<p>より被害を受けた世帯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">世帯区分</th> <th colspan="2">季別</th> </tr> <tr> <th>夏季</th> <th>冬季</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人世帯</td> <td>6,100円</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>2人世帯</td> <td>8,300円</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>3人世帯</td> <td>12,400円</td> <td>18,400円</td> </tr> <tr> <td>4人世帯</td> <td>15,100円</td> <td>21,900円</td> </tr> <tr> <td>5人世帯</td> <td>19,000円</td> <td>27,600円</td> </tr> <tr> <td>6人以上の世帯</td> <td>19,000円 に5人を 超える1 人につき 2,600円 を加算し た額</td> <td>27,600円 に5人を 超える1 人につき 3,600円 を加算し た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>工 略</p>	世帯区分	季別		夏季	冬季	1人世帯	6,100円	10,000円	2人世帯	8,300円	13,000円	3人世帯	12,400円	18,400円	4人世帯	15,100円	21,900円	5人世帯	19,000円	27,600円	6人以上の世帯	19,000円 に5人を 超える1 人につき 2,600円 を加算し た額	27,600円 に5人を 超える1 人につき 3,600円 を加算し た額
世帯区分	季別																																																
	夏季	冬季																																															
1人世帯	6,000円	9,800円																																															
2人世帯	8,100円	12,800円																																															
3人世帯	12,200円	18,100円																																															
4人世帯	14,800円	21,500円																																															
5人世帯	18,700円	27,100円																																															
6人以上の世帯	18,700円 に5人を 超える1 人につき 2,600円 を加算し た額	27,100円 に5人を 超える1 人につき 3,500円 を加算し た額																																															
世帯区分	季別																																																
	夏季	冬季																																															
1人世帯	6,100円	10,000円																																															
2人世帯	8,300円	13,000円																																															
3人世帯	12,400円	18,400円																																															
4人世帯	15,100円	21,900円																																															
5人世帯	19,000円	27,600円																																															
6人以上の世帯	19,000円 に5人を 超える1 人につき 2,600円 を加算し た額	27,600円 に5人を 超える1 人につき 3,600円 を加算し た額																																															
4・5 略		4・5 略																																															
6 被災した住宅の 応急修理	<p>ア 被災した住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊し、若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。</p> <p>イ 略</p>	6 被災した住宅の 応急修理	<p>ア 被災した住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊し、半焼し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。</p> <p>イ 略</p>																																														

改正前		改正後	
	<p>ウ 被災した住宅の応急修理のため支出することができる費用は、1世帯につき<u>584,000円</u>以内とする。</p> <p>エ 略</p>		<p>ウ 被災した住宅の応急修理のため支出することができる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。</p> <p>(ア) (イ)に掲げる世帯以外の世帯 <u>595,000円</u></p> <p>(イ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 <u>300,000円</u></p> <p>エ 略</p>
6の2 略		6の2 略	
7 学用品の給与	<p>ア・イ 略</p> <p>ウ 学用品の給与のため支出することができる費用は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 文房具及び通学用品 次に掲げる額</p> <p>a 小学校児童 1人につき <u>4,400円</u>以内</p> <p>b 中学校生徒 1人につき <u>4,700円</u>以内</p> <p>c 高等学校等生徒 1人につき <u>5,100円</u>以内</p> <p>エ 略</p>	7 学用品の給与	<p>ア・イ 略</p> <p>ウ 学用品の給与のため支出することができる費用は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 文房具及び通学用品 次に掲げる額</p> <p>a 小学校児童 1人につき <u>4,500円</u>以内</p> <p>b 中学校生徒 1人につき <u>4,800円</u>以内</p> <p>c 高等学校等生徒 1人につき <u>5,200円</u>以内</p> <p>エ 略</p>
8 埋葬	<p>ア・イ 略</p> <p>ウ 埋葬のため支出することができる費用は、1体につき大人<u>211,300円</u>以内、</p>	8 埋葬	<p>ア・イ 略</p> <p>ウ 埋葬のため支出することができる費用は、1体につき大人<u>215,200円</u>以内、</p>

改正前		改正後	
	小人168,900円以内とする。 工 略		小人172,000円以内とする。 工 略
9	略	9	略
10	<p>死体の処理</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 死体の処理のため支出することができる費用は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用 1体につき3,400円以内</p> <p>(イ) 死体の一時保存のための費用 次に掲げる額</p> <p>a 略</p> <p>b 既存建物を利用することができない場合 1体につき5,300円以内(ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算することができる。)</p> <p>(ウ) 略</p> <p>オ 略</p>	<p>10</p> <p>死体の処理</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 死体の処理のため支出することができる費用は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用 1体につき3,500円以内</p> <p>(イ) 死体の一時保存のための費用 次に掲げる額</p> <p>a 略</p> <p>b 既存建物を利用することができない場合 1体につき5,400円以内(死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算することができる。)</p> <p>(ウ) 略</p> <p>オ 略</p>	
11	<p>障害物の除去</p> <p>ア 略</p> <p>イ 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員</p>	<p>11</p> <p>障害物の除去</p> <p>ア 略</p> <p>イ 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員</p>	

改正前		改正後	
	等雇上費等とし、市町内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が <u>135,400円</u> 以内とする。 ウ 略		等雇上費等とし、市町内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が <u>137,900円</u> 以内とする。 ウ 略
12 略		12 略	

様式第15号を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則（災害救助法施行細則第18条並びに別表第1の6の項のア及びウの(イ)の改正規定を除く。）による改正後の災害救助法施行細則の規定は、令和元年10月1日から適用する。
- 3 この規則（災害救助法施行細則別表第1の6の項のア及びウの(イ)の改正規定に限る。）による改正後の災害救助法施行細則の規定は、令和元年8月28日から適用する。